

(燕石雜志五下)鐘聲追考、おのれこの書の巻の端に候鐘の數を辨じて、子午の九つより九々數を逐ひ、左右へ釐出せしもの也といひしは、童子に諭やすからせん爲のみ、當初の博士鐘聲を定めしときは、楊雄が大玄經に根きたるならん、彼の九八七六五四は律呂の數なり、九々は自然に稱る歟、かさねてこゝに辨證す。

太玄經云、子午之數九也、子爲十一月、午爲五月、所以數但九乾始於初九、午爲子者，故俱九也、丑未八也、丑爲十二月、未爲六月、寅申七也、寅爲正月也、申爲七月也、卯酉六也、卯爲二月、酉爲八月、辰戌六也、辰爲三月、戌爲九月、巳亥四也、巳爲四月、亥爲十月、故律四十二、呂三十六、諸陰皆屬呂律，九七五而倍之，故三十六也、并律呂之數或還或否、并律呂而數之，得七八也，八則丑未皆屬呂八六四五而倍之，故四十二也、所謂還得呂而不得律、故或還或否也。

凡七十有八律呂之數立焉、立於其大數也、其以爲度也、皆生黃鐘亦云甲己之數九、乙庚八、丙辛七、丁壬六、戊癸五、聲生於日、律生於辰、聲以情質、律以和聲、聲律相協而八音生、見于卷之八亦淮南子卷三、天文訓、輟耕卷五、授時曆法、同書卷二十、納音解等考ふべし、亦近世浮屠氏の作に、鐘鳴錄といふ

もの、律呂を辨じて精細也と稱す、その説を聞けばすべて佛教に據といふ今これを取らず、

結耗錄に云く、晝夜十二時の數は、寅と申を主として、互に陰より陽を呼び、陽より陰を呼ぶ也、寅は陽なり、申は陰なり、夜半子の時一陽生、子より申を呼べば、その數九なり、故に子を九とす、丑より申を呼べば、その數八なり、故に丑を八とす、寅より申を呼べば、その數七、故に申の時を七とす、卯より申を呼べば、その數六也、故に卯を六とす、辰より申を呼べば、その數五なり、故に辰を五とす、巳より申を呼べば、その數九なり、故に午を九とす、未より寅を呼べば、その數八也、故に未を八とす、申より寅を呼べば、その數七也、故に申を七とす、酉より寅を呼べば、その數六也、故に酉を六とす、戌より寅を呼べば、その數五なり、故に戌を五とす、亥より寅を呼べば、その數四也、故に亥を四とす、これ陰より陽を呼ぶなり、かくのごとく循環して晝夜止む事なき也といへり、この事何